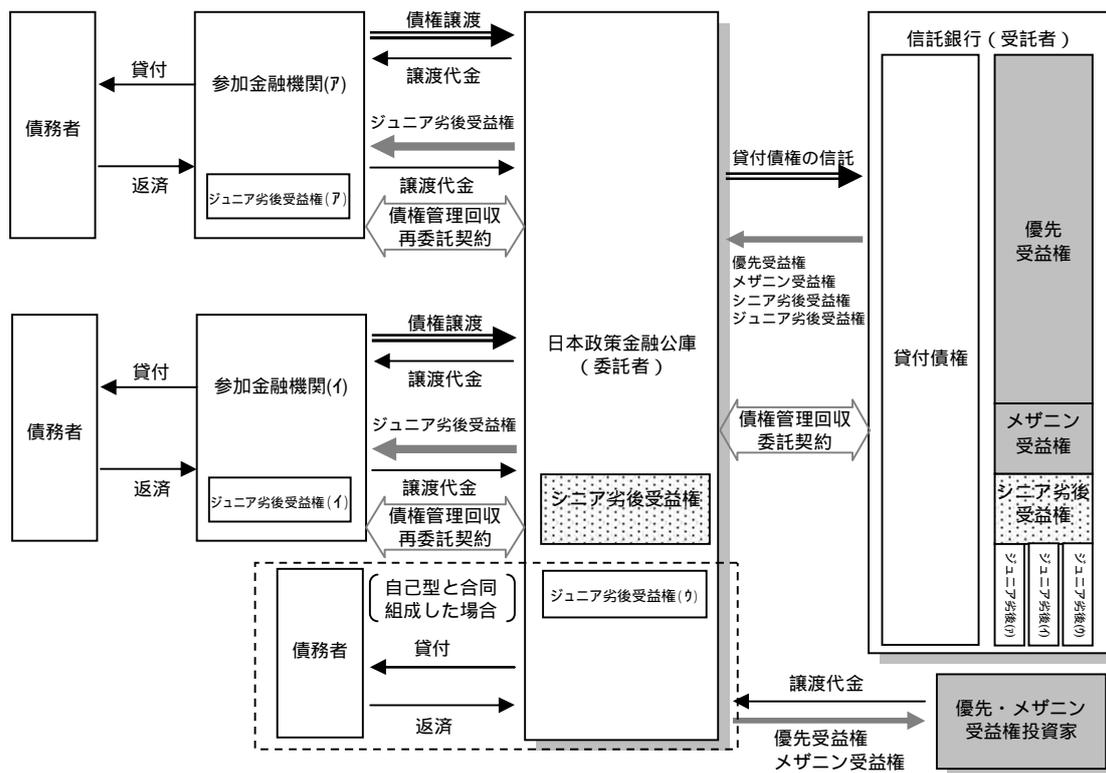


(1) 中小企業事業「買取型」キャッシュ方式（自己型方式を含む）の概要及び仕組み図



参加金融機関は中小企業向け融資を実行し、同日に貸付債権を日本政策金融公庫（以下、日本公庫という。）に譲渡する。

日本公庫は、同日に貸付債権を信託銀行に信託譲渡する。債権譲渡及び信託譲渡に関しては、債務者から確定日付のある異議なき承諾を得ることにより、第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具備する。

日本公庫は、信託譲渡により優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権及びジュニア劣後受益権を取得する。優先及びメザニン受益権は投資家に、ジュニア劣後受益権は各参加金融機関に各々譲渡し、シニア劣後受益権は日本公庫がそのまま保有する。

信託銀行は日本公庫にサービサー業務を委託する。日本公庫は、各参加金融機関にサービサー業務を再委託し、当該金融機関が貸付債権の回収を代行する。裏付け資産である貸付債権は、3 カ月ごとの元金均等返済となっている。

期中、貸付債権からの回収金及び収益配当は、信託銀行を經由し優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権及びジュニア劣後受益権の順にプロラタで充当される。但し、ジュニア劣後受益権に対する1回分の元本償還金額は信託内に留保され、ジュニア劣後受益権への収益配当は予定最終償還日まで行わないため、追加的な信用補完及び流動性補完の機能を果たすこととなる。

予定最終償還日の配当・元本償還は、基本的に優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権の順に行い、優先～シニア劣後受益権の元本償還が完了しない場合、最長で1年間（法定最終償還日）信託期間が延長する（延長期間）。延長期間中は、優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権の順に未払元本を償還し、優先受益権及びメザニン受益権に残元本が存在するときは残存債権を売却することで元本償還及び償却を図る。法定最終償還日まで現金化しなかった信託債権は、シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権の順に各受益権者に現状有姿交付する。